

# 第38回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年3月30日（火曜日）  
午前10時

開催  
場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ1階  
ソラシティカンファレンスセンター  
Room B

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締  
役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選  
任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締  
役及び社外取締役を除く。）に  
対する譲渡制限付株式の付与の  
ための報酬決定の件

## 目次

第38回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	16
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33
株主総会会場ご案内図	裏表紙

## 株式会社ズーム

証券コード：6694



株主様の健康と安全を確保し、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、議決権は書面又はインターネットで事前に行使いただき、**当日のご来場は可能な限りお控えいただけますようお願い申し上げます。**

(証券コード 6694)  
2021年3月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目4番地3  
株 式 会 社 ズ ー ム  
代 表 取 締 役 CEO 飯 島 雅 宏

## 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、株主様においては、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面又はインターネットによる議決権行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページに記載のご案内に従って、2021年3月29日（月）午後5時30分までに「議決権行使書が到着するようご送付」又は「インターネットでのご入力を完了」いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日） 午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ1階  
ソラシティカンファレンスセンター Room B  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第38期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第38期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

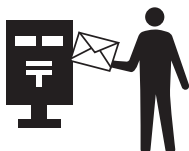
- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、「会社の体制及び方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」についてはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zoom.co.jp/>) に掲載しておりますので、第38回定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zoom.co.jp/>) に掲載いたします。
- ~~~~~

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



## 郵送

行使期限

2021年3月29日（月曜日）  
午後5時30分必着



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書

株式会社名 欄中 株主番号

議決権行使回数

お願

ここに議案の  
賛否をご記入ください。

議案	第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案 (下の候補 者を除く)	第4号 議案	第5号 議案
賛 否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

### 第1号・第4号・第5号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印  
反対の場合 ▶ 否 に○印

### 第2号・第3号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印  
全員反対の場合 ▶ 否 に○印

一部候補者に賛成の場合

▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入

一部候補者に反対の場合

▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入



## インターネット

行使期限

2021年3月29日（月曜日）午後5時30分まで

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。



## 株主総会へのご出席

株主総会  
日時

2021年3月30日（火曜日）  
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### ■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

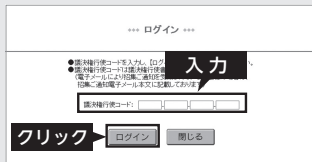
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>



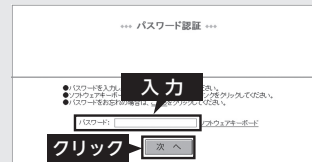
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック



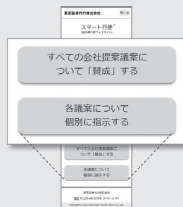
「パスワード」を入力  
「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。  
インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

#### インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

 **0120-88-0768**

(受付時間：午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題と認識しており、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に努めることとしております。具体的には、配当性向30%前後を目安に安定的な配当を実施する方針としており、この方針のもと、第38期の期末配当につきましては、以下のとおりにしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 62円

配当総額 138,860,222円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月31日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は下記のとおりであります。

1

いい じま まさ ひろ  
飯島 雅宏

(1955年11月3日生)

所有する当社の株式の数…………… 352,700株

取締役会出席状況…………… 14/14回(100%)

再任

## [略歴、地位及び担当]

1977年4月	株式会社コルグ入社	2004年7月	ZOOM HK LTD Director (現任)
1983年9月	当社設立に参加	2008年5月	当社代表取締役CEO (現任)
1996年4月	当社管理部部長	2013年5月	ZOOM North America, LLC Manager (現任)
1998年2月	当社取締役	2018年4月	Mogar Music S.p.A. (現 Mogar Music S.r.l.) Director (President) (現任)
2003年9月	当社常務取締役		

## [重要な兼職の状況]

Zoom North America, LLC Manager  
Mogar Music S.r.l. Director(President)  
ZOOM HK LTD Director

## 取締役候補者とした理由

飯島雅宏氏は、当社の創業メンバーであり2008年5月より代表取締役CEOを務め、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。新製品開発から営業、生産、管理まで当社の様々な部門に精通しており、当社グループの持続的な成長のために適切な人材であることから、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

再任

**[略歴、地位及び担当]**

1995年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2012年6月	当社入社 アドミニストレーション ディヴィジョン ヴァイスプレジデント（現任）
1999年5月	公認会計士登録	2013年3月	当社取締役CFO（現任）
2002年7月	デロイト クアラルンプール事務所 出向 ディレクター	2018年3月	ZOOM HK LTD Director（現任）
2008年6月	株式会社ブレインパッド入社	2018年3月	ZOOM North America, LLC Manager（現任）
2008年8月	同社取締役	2018年4月	Mogar Music S.p.A.（現 Mogar Music S.r.l.）Director（現任）
2009年12月	株式会社ミスミ入社 株式会社プロミクロス（現シグニ株式会社）出向		

**[重要な兼職の状況]**

Zoom North America, LLC Manager  
 Mogar Music S.r.l. Director  
 ZOOM HK LTD Director

**取締役候補者とした理由**

山田達三氏は、当社入社以来管理部門の責任者を務めており、グループ会社を含む管理体制の構築に貢献してきました。また、CFOとしての任務を通じて当社グループの事業活動に関して豊富な経験と知識を有しており、当社グループの持続的な成長のために適切な人材であることから、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係を有しておりません。  
 2. 当社の監査等委員会は、本議案の全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は妥当であると判断しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は下記のとおりであります。

1

よこ やま かず き  
**横山 和樹** (1976年8月28日生)

所有する当社の株式の数…………… 株

取締役会出席状況 …… 14/14回(100%)

監査等委員会出席状況 …… 14/14回(100%)

再任

#### [略歴、地位及び担当]

1999年4月	株式会社アコム入社	2016年1月	株式会社アクセルアライアンス (現株式会社アクセルコンサルティング) 設立 代表取締役 就任 (現任)
2005年12月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所	2017年12月	パラカ株式会社 社外取締役 就任 (現任)
2010年1月	株式会社AGSコンサルティング入社	2020年1月	税理士法人アクセル 代表社員 就任 (現任)
2010年12月	公認会計士登録	2020年7月	監査法人アクセル 代表社員 就任 (現任)
2015年1月	アクセルアライアンス会計事務所 (現アクセル会計事務所) 設立 代表 就任		
2015年6月	当社取締役・監査等委員 就任 (現任)		

#### [重要な兼職の状況]

株式会社アクセルコンサルティング代表取締役 監査法人アクセル代表社員	税理士法人アクセル代表社員 パラカ株式会社社外取締役
---------------------------------------	-------------------------------

#### 社外取締役候補者とした理由

横山和樹氏は、会計監査、調査業務等を経験してきた公認会計士・税理士として、会計・税務面について豊富な知識を有していることから、その経歴と経験を活かして当社グループの事業部門監査を行っていただいております。監査等委員である社外取締役として適任であることから、引続き選任をお願いするものであります。

## 再任

## [略歴、地位及び担当]

1975年4月	興和新薬株式会社入社	1987年5月	株式会社エーピーエス(会計法人)設立 代表取締役 就任
1980年7月	デロイトハスキングズアンドセルズ 公認会計士共同事務所(現有限責任 監査法人トーマツ) 入所	2009年1月	税理士法人エーピーエス設立 代表 社員 理事長 就任(現任)
1982年8月	太田昭和監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人) 入所	2012年2月	当社監査役 就任
1986年3月	公認会計士登録	2015年6月	当社取締役・監査等委員 就任(現 任)

## [重要な兼職の状況]

税理士法人エーピーエス代表社員 理事長

## 社外取締役候補者とした理由

山根深氏は、財務調査、税務業務等を経験を経験してきた公認会計士・税理士として、会計・税務面について豊富な知識を有していることから、その経歴と経験を活かして広範囲かつ高度な視野で当社グループの監査を行っていただいております。監査等委員である社外取締役として適任であることから、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3

いとう かつ ひこ  
伊藤 勝彦 (1972年7月2日生)

所有する当社の株式の数…………… 株  
取締役会出席状況 …… 0/0回(-%)  
監査等委員会出席状況 …… 0/0回(-%)

新任

## [略歴、地位及び担当]

2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会)  
2000年10月 高橋鉄法律事務所入所  
2003年7月 霞が関パートナーズ法律事務所パートナー  
2020年12月 ITN法律事務所パートナー(現任)

## [重要な兼職の状況]

ITN法律事務所パートナー

## 社外取締役候補者とした理由

伊藤勝彦氏は、弁護士の資格を有しており法律に関する豊富な知識を有していることから、その経歴と経験を活かして広範囲かつ高度な視野で当社グループの監査を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として適任であると考えており、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係を有しておりません。  
2. 横山和樹氏、山根深氏及び伊藤勝彦氏は社外取締役候補者であります。  
3. 横山和樹氏及び山根深氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、就任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月になります。また、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。  
4. 伊藤勝彦氏は、2021年2月15日まで当社の顧問弁護士でありましたが、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。  
5. 山根深氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員(社外監査役)であったことがあります。  
6. 当社と横山和樹氏及び山根深氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、伊藤勝彦氏の選任が承認された場合、同氏とも同様の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制、監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年12月31日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー		
沿革	1971年 9月 太陽監査法人設立 1994年 10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年 1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し 太陽ASG監査法人となる 2008年 7月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年 10月 霞が関監査法人と合併 2014年 10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7月 優成監査法人と合併		
概要	構成人数	代表社員・社員	84名
		特定社員	4名
		公認会計士	301名
		公認会計士試験合格者等	172名
		その他専門職	201名
		事務職員	86名
		合計（非常勤を除く）	848名

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月12日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合においても2名であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,800株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議

案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、当該方針を後述【ご参考】欄の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### 【ご参考】

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、非金銭報酬については2021年3月30日開催の第38回定時株主総会において第5号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）に対する報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬は、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬により構成される。

また、社外取締役に対する報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務執行を監督する立場を考慮し、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

##### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、会社の財政状態及び経営成績、取締役の職務・職責及び会社への貢献度等を総合的に勘案して決定する。

3. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額1億円以内(使用人兼務役員の使用人部分を除く。)、かつ、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年間12,800株以内(但し、普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。)とする。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額に対する金銭報酬の額と非金銭報酬の額の割合については、取締役の個人別の基本報酬である金銭報酬の額を参考として、取締役会にて決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役が原案を作成し、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会の決議により決定する。

非金銭報酬については、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定する。

以上



(添付書類)

# 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大、米中間の政治的対立が続く中、英国がEUを離脱し、不透明感が増しているものの、米国では経済対策による所得補填により、年末商戦は前年を上回りました。一方欧州においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う活動制限により景気の回復に遅れが見られました。新興国においては、経済対策により大幅な景気の減速は回避されました。

我が国経済は、所得補填による一時的な回復はあったものの、個人消費の回復が新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に戻るまでには時間がかかる見通しとなりました。

当社グループが属する音楽用電子機器業界におきましては、移動制限の期間において実店舗での販売が急減したものの、eコマースが大きく伸長し、また、世界最大の市場である米国や欧州、日本においてステイホーム需要が拡大したことから、総じて好調な事業環境となりました。このような状況の中、2020年4月1日からZOOM North America, LLC (以下、ZNA) を連結子会社としたこと、及びステイホーム需要により受注が増加したこと等により、当社グループの当連結会計年度の売上高は10,419,513千円(前期比21.0%増)、営業利益は755,250千円(前期比159.4%増)となりました。一方、持分法適用関連会社であったZOOM UK Distribution Ltdが、2020年5月5日付でイングランド・ウェールズ高等法院へ倒産法に基づくアドミニストレーションを申請し、これに伴う関連損失を含む持分法による投資損失240,474千円を営業外費用計上したこと等により、経常利益は450,902千円(前期比41.4%増)、また、ZNAに対して連結子会社化する前に有していた持分を公正価値で評価したことによる段階取得に係る差益178,099千円を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は502,846千円(前期比100.4%増)となりました。

当社グループは音楽用電子機器事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。製品カテゴリー別の説明は以下のとおりであります。

(ハンディオーディオレコーダー)

ハンディオーディオレコーダーは、2020年7月に販売を開始したH8が順調に販売数を伸ばしていること、ZNAを同年4月1日より連結子会社化したこと等により、売上高は前連結会計年度から11.0%増加し、4,496,955千円となりました。

(デジタルミキサー/マルチトラックレコーダー)

デジタルミキサー/マルチトラックレコーダーは、ZNAの連結子会社化に加えて、2019年10月に販売を開始したL-8の新製品効果及び主として北米でのポットキャスト配信目的での需要の増加等により、売上高は前連結会計年度から109.6%増加し、1,371,302千円となりました。

(マルチエフェクター)

マルチエフェクターは、2020年4月にG11を、2020年8月にV3を、それぞれ販売開始したことによる新製品効果及びZNAを連結子会社化したこと等により、売上高は前連結会計年度から16.7%増加し、1,223,556千円となりました。

(ハンディビデオレコーダー)

ハンディビデオレコーダーは、新型コロナウイルス感染症の拡大によりステイホーム需要が増加したこと及びZNAを連結子会社化したこと等により、売上高は前連結会計年度から117.5%増加し、1,028,632千円となりました。

(プロフェッショナルフィールドレコーダー)

プロフェッショナルフィールドレコーダーは、2019年9月に販売を開始したF6の新製品効果及びZNAを連結子会社化したこと等により、売上高は前連結会計年度から15.6%増加し、680,362千円となりました。

#### (オーディオインターフェース)

オーディオインターフェースは、ZNAの連結子会社化に加えて、テレワークの浸透による需要の増加等により、売上高は前連結会計年度から72.7%増加し、193,643千円となりました。

#### (モバイルデバイスアクセサリ)

モバイルデバイスアクセサリは、2015年以降は新製品を投入していないものの、ZNAの連結子会社化に加えて、ビデオ配信やポッドキャスト配信目的での需要の増加等により、売上高は前連結会計年度から89.3%増加し、169,039千円となりました。

#### (Mogar取扱いブランド)

Mogar取扱いブランドは、星野楽器株式会社との販売代理店契約が終了したこと及び南ヨーロッパにおけるロックダウンにより一時小売店の営業が停止したことによる影響で、売上高は前連結会計年度から46.6%減少し、691,626千円となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、不透明な外的要因が続くことを前提に、安定的、持続的に事業を拡大するため、下記のような課題に取り組んでまいります。

### ① 電子部品の代替部品への切替え

2020年10月に発生した部品サプライヤの半導体製造工場火災により、同工場から購入している電子部品の調達が当面不可能となりました。当社が開発、販売する主要製品のほぼ全てに同工場で生産された電子部品を使用していること及び保有している当該電子部品の在庫に限りがあることから、現在、他社製の代替部品への切替えを進めております。当面の間、当社の開発エンジニアは代替部品及びそれを組み込んだ製品の検証等に集中し、生産及び販売への影響を最小限にとどめる方針であります。

## ② リスクマネジメント

2020年度は自然災害、感染症パンデミック、部品サプライヤの工場火災、関連会社倒産など予期せぬ事態が多く発生しました。2019年度にもセラミックコンデンサの供給不足と価格高騰という事態に直面しましたが、その都度、泥縄的に対処してまいりました。今後は、発生が予測できるリスクをリストアップし、発生時にパニックに陥らないこと、事業へのインパクトを限定的にすることを目的として、コストと効果のバランスも考慮しながら、全てのリスクが想定範囲内となるよう、あらかじめ対処方針を定める方針であります。

## ③ ブランドの品格向上

あらゆる電子機器の生産拠点が特定地域に集約されたことにより、もはや高品質をアドバンテッジにする時代が終わったという観点から、ブランドの品格を高めて競争優位性を獲得する方針であります。具体的には、全てのステークホルダーに適正な利益を配分すること、ESGやSDGsに応分のコストを負担すること、音・音楽・楽器に関するコアコンピタンスを活かして人々のQOL向上に貢献すること等を経営規範とする方針であります。

## ④ 次期中期経営計画

第2次中期経営計画(2018-2020)の目標であった連結売上高100億円は達成することができました。次期第3次中期経営計画(2021-2023)では、コーポレートタグラインWe're For Creatorsに沿ってブランディングを強化する、失敗例の多い非関連事業への進出ではなく中核事業関連多角化を推進する、米国や中国が相次いで再構築を打ち出している中間層に向けて商品を拡充する等の個別戦略を以って新たな目標の達成を目指す方針であります。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は210,705千円であり、その主なものは金型・治具191,988千円であります。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関から、ZOOM North America, LLCの持分追加取得資金として長期借入金1,200,000千円、及び同社への運転資金の貸付資金として短期借入金5,000千米ドルの調達を行っております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 2017年12月期	第36期 2018年12月期	第37期 2019年12月期	(当連結会計年度) 第38期 2020年12月期
売 上 高 (千円)	6,300,671	7,705,549	8,608,373	10,419,513
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	288,646	318,727	250,971	502,846
1株当たり当期純利益 (円)	133.19	140.31	110.03	223.57
総 資 産 (千円)	6,804,661	7,934,497	7,855,496	10,198,210
純 資 産 (千円)	4,520,965	4,732,666	4,875,181	5,136,486
1株当たり純資産額 (円)	2,004.57	2,075.82	2,128.57	2,284.56

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 2017年12月期	第36期 2018年12月期	第37期 2019年12月期	(当事業年度) 第38期 2020年12月期
売 上 高 (千円)	6,319,991	6,855,511	7,060,882	8,059,669
当 期 純 利 益 (千円)	273,334	300,539	249,231	146,240
1株当たり当期純利益 (円)	126.13	132.31	109.26	65.02
総 資 産 (千円)	5,475,990	6,271,098	6,433,157	8,469,943
純 資 産 (千円)	3,898,015	4,120,201	4,274,412	4,278,393
1株当たり純資産額 (円)	1,728.36	1,807.18	1,869.67	1,910.27

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業の内容
ZOOM HK LTD	US\$12,800	100.0%	輸出入のサポート業務
Mogar Music S.r.l.	Euro101,490	51.0%	音楽機器販売事業
ZOOM North America, LLC	US\$1,500,000	100.0%	音楽機器販売事業

- (注) 1. 2020年4月1日付で持分法適用会社ZOOM North America, LLCの持分を追加取得し、連結子会社としております。  
2. 規模に応じた組織形態とするため、2020年9月にMogar Musicの会社形態をS.p.A.(Società per Azioni)からS.r.l. (Società a responsabilità limitata)に変更しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、音楽用電子機器の開発及び販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所等 (2020年12月31日現在)

① 当社

本社 東京都千代田区

② 子会社

ZOOM HK LTD (本社：中国香港)

Mogar Music S.r.l. (本社：イタリア)

ZOOM North America, LLC (本社：米国)

## (9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
143名	21名増

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含まれておりません。  
 2. 従業員数が前期末と比較して増加したのは、2020年4月1日付でZOOM North America, LLCを連結子会社としたためであります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	4名増	40.8歳	9.0年

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,524,442千円
株式会社みずほ銀行	1,186,755千円

(注) 企業集団としての主要な借入先を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,297,412株（自己株式57,731株を含む）
- (3) 株主数 1,620名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
飯島 雅宏	352,700株	15.75%
荻戸 道人	318,200	14.21
Sound Service Musikanlagen - Vertriebsgesellschaft mbH	150,000	6.70
The Chase Manhattan Bank. N.A. London Special account No.1	132,000	5.89
ズーム社員持株会	123,688	5.52
松尾 泉	105,000	4.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	61,900	2.76
MSIP Client Securities	60,800	2.71
西村 裕二	51,700	2.31
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	35,600	1.59

（注）当社は、自己株式57,731株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	飯島 雅宏	CEO ZOOM HK LTD Director Mogar Music S.r.l. Director (President) ZOOM North America, LLC Manager
取締役	山田 達三	CFO兼アドミニストレーションディヴィジョン ヴァイスプレジデント ZOOM HK LTD Director Mogar Music S.r.l. Director ZOOM North America, LLC Manager
取締役 (監査等委員)	横山 和樹	株式会社アクセルコンサルティング 代表取締役、税理士法人アクセル 代表社員、監査法人アクセル 代表社員、パラカ株式会社 社外取締役、 公認会計士・税理士
取締役 (監査等委員)	高橋 鉄	ITN法律事務所 代表パートナー、日本マクドナルド株式会社 社外取締 役、株式会社イーブックイニシアティブジャパン 社外監査役、野村不 動産ホールディングス株式会社 社外取締役・監査等委員、弁護士
取締役 (監査等委員)	山根 深	税理士法人エーピーエス 代表社員 理事長、公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役横山和樹氏、高橋鉄氏及び山根深氏は社外取締役であります。
2. 取締役横山和樹氏及び山根深氏はそれぞれ公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助する専任の担当者を配置しており、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査担当者及び取締役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役横山和樹氏、高橋鉄氏及び山根深氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	2名	51,600千円
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	3名 ( 3名)	9,600千円 ( 9,600千円)

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

取締役横山和樹氏は、株式会社アクセルコンサルティングの代表取締役、税理士法人アクセル及び監査法人アクセルの代表社員を兼務しております。また、パラカ株式会社の社外取締役であります。なお、当社と上記各社との間には、特別な関係はありません。

取締役高橋鉄氏は、ITN法律事務所の代表パートナーを兼務しております。また、日本マクドナルド株式会社の社外取締役、株式会社イーブックイニシアティブジャパンの社外監査役、野村不動産ホールディングス株式会社の社外取締役・監査等委員であります。なお、当社と上記各社との間には、特別な関係はありません。

取締役山根深氏は、税理士法人エーピーエスの代表社員 理事長を兼務しております。なお、当社と上記会社との間には、特別な関係はありません。

#### ② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	横山 和樹	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、会計監査、調査業務等を経験してきた公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 また、事業部門監査を行う特定監査等委員として、原則として週に1日以上会社に出勤し、会社の重要会議に参加するほか業務監査を実施しております。
社外取締役	高橋 鉄	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、主に他社の社外役員や法務アドバイザー業務等の豊富な経験に基づいた弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	山根 深	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、財務調査や税務業務等の豊富な経験に基づいた公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注)
1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の業務遂行状況等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、報酬等の額が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
  3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が10,000千円あります。
  4. 当社の重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けており、Mogar Music S.r.l.についてはデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,661,909</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,883,943</b>
現金及び預金	2,731,054	買掛金	1,133,771
売掛金	1,658,903	短期借入金	1,601,197
商品及び製品	2,516,636	1年内返済予定の長期借入金	120,000
原材料及び貯蔵品	117,547	未払法人税等	164,170
未収入金	417,905	未払金	564,395
その他	252,229	賞与引当金	27,620
貸倒引当金	△32,368	製品保証引当金	74,081
<b>固定資産</b>	<b>2,536,300</b>	その他	198,706
<b>有形固定資産</b>	<b>526,757</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,177,780</b>
建物及び構築物	35,342	長期借入金	990,000
機械装置及び運搬具	8,230	退職給付に係る負債	129,632
工具、器具及び備品	352,629	その他	58,148
リース資産	69,230	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,061,723</b>
建設仮勘定	61,323	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,393,281</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,230,031</b>
のれん	1,309,994	<b>資本金</b>	<b>212,276</b>
その他	83,287	<b>資本剰余金</b>	<b>261,838</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>616,261</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>4,842,971</b>
投資有価証券	20,700	<b>自己株式</b>	△87,054
繰延税金資産	511,784	<b>その他の包括利益累計額</b>	△113,354
その他	83,777	<b>為替換算調整勘定</b>	△103,004
		<b>退職給付に係る調整累計額</b>	△10,350
		<b>非支配株主持分</b>	19,810
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,136,486</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,198,210</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,198,210</b>

# 連結損益計算書

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,419,513
売上原価		6,131,261
売上総利益		4,288,252
販売費及び一般管理費		3,533,001
営業利益		755,250
営業外収益		
受取利息	1,215	
受取還付金	3,519	
助成金収入	2,974	
その他	6,099	13,808
営業外費用		
支払利息	30,183	
売上割引	18,079	
持分法による投資損失	240,474	
為替差損	20,646	
租税公課	6,648	
その他	2,124	318,156
経常利益		450,902
特別利益		
段階取得に係る差益	178,099	178,099
特別損失		
固定資産除却損	300	300
税金等調整前当期純利益		628,701
法人税、住民税及び事業税	225,150	
法人税等調整額	△111,004	114,146
当期純利益		514,555
非支配株主に帰属する当期純利益		11,708
親会社株主に帰属する当期純利益		502,846

## 連結株主資本等変動計算書

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日残高	212,276	261,838	4,416,939	△24,813	4,866,240
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△77,730		△77,730
親会社株主に帰属する当期純利益			502,846		502,846
自己株式の取得				△69,026	△69,026
自己株式の処分		△2,288		6,785	4,497
自己株式処分差損の振替		2,288	△2,288		-
持分法の適用範囲の変動			3,203		3,203
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	426,031	△62,240	363,790
2020年12月31日残高	212,276	261,838	4,842,971	△87,054	5,230,031

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2020年1月1日残高	8,440	△8,388	51	8,889	4,875,181
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△77,730
親会社株主に帰属する当期純利益					502,846
自己株式の取得					△69,026
自己株式の処分					4,497
自己株式処分差損の振替					-
持分法の適用範囲の変動					3,203
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△111,444	△1,961	△113,406	10,920	△102,485
連結会計年度中の変動額合計	△111,444	△1,961	△113,406	10,920	261,305
2020年12月31日残高	△103,004	△10,350	△113,354	19,810	5,136,486

## 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,861,753</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,201,550</b>
現金及び預金	1,747,971	買掛金	1,164,175
売掛金	1,319,198	短期借入金	1,035,000
商品及び製品	1,577,482	関係会社短期借入金	310,500
原材料及び貯蔵品	117,547	1年内返済予定の長期借入金	120,000
前払費用	29,746	未払金	302,314
関係会社短期貸付金	517,500	未払費用	29,584
未収入金	417,905	未払法人税等	81,880
その他	134,401	前受金	34,399
<b>固定資産</b>	<b>2,608,190</b>	賞与引当金	27,620
<b>有形固定資産</b>	<b>437,596</b>	製品保証引当金	68,863
建物	31,105	その他	27,211
機械及び装置	8,230	<b>固定負債</b>	<b>990,000</b>
工具、器具及び備品	336,937	長期借入金	990,000
建設仮勘定	61,323	<b>負債合計</b>	<b>4,191,550</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>68,650</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	68,650	<b>株主資本</b>	<b>4,278,393</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,101,942</b>	資本金	212,276
関係会社株式	1,899,411	資本剰余金	261,838
出資金	10	資本準備金	261,838
長期前払費用	12,074	<b>利益剰余金</b>	<b>3,891,333</b>
繰延税金資産	121,476	利益準備金	6,400
破産更生債権	192,569	その他利益剰余金	3,884,933
その他	68,970	別途積立金	5,000
貸倒引当金	△192,569	繰越利益剰余金	3,879,933
		<b>自己株式</b>	<b>△87,054</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,278,393</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,469,943</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,469,943</b>

# 損益計算書

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,059,669
売上原価		5,253,965
売上総利益		2,805,703
販売費及び一般管理費		2,380,173
営業利益		425,530
営業外収益		
受取利息	7,455	
受取配当金	15,004	
その他	930	23,390
営業外費用		
支払利息	20,780	
為替差損	20,982	
租税公課	6,648	
その他	1,140	49,551
経常利益		399,368
特別損失		
固定資産除却損	300	
関係会社株式評価損	4,964	
関係会社整理損	44,122	
貸倒引当金繰入額	192,569	241,956
税引前当期純利益		157,412
法人税、住民税及び事業税	90,372	
法人税等調整額	△79,200	11,171
当期純利益		146,240



## 株主資本等変動計算書

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2020年1月1日残高	212,276	261,838	—	261,838	6,400	5,000	3,813,711	3,825,111
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△77,730	△77,730
当期純利益							146,240	146,240
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2,288	△2,288				
自己株式処分差損の振替			2,288	2,288			△2,288	△2,288
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	66,221	66,221
2020年12月31日残高	212,276	261,838	—	261,838	6,400	5,000	3,879,933	3,891,333

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
2020年1月1日残高	△24,813	4,274,412	4,274,412
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△77,730	△77,730
当期純利益		146,240	146,240
自己株式の取得	△69,026	△69,026	△69,026
自己株式の処分	6,785	4,497	4,497
自己株式処分差損の振替		—	—
事業年度中の変動額合計	△62,240	3,980	3,980
2020年12月31日残高	△87,054	4,278,393	4,278,393

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社 ズーム  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ズームの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ズーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社 ズーム  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ズームの2020年1月1日から2020年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

株式会社ズーム	監査等委員会		
監査等委員	横山 和樹		印
監査等委員	高橋 鉄		印
監査等委員	山根 深		印

- (注) 監査等委員横山和樹、高橋鉄及び山根深は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

- 会 場： 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ1階  
ソラシティカンファレンスセンター Room B
- 電 話： 03-6206-4855
- 交 通： JR中央線・総武線御茶ノ水駅 聖橋口 徒歩1分  
地下鉄千代田線新御茶ノ水駅 出口B2 直通  
地下鉄丸ノ内線御茶ノ水駅 出口1 徒歩4分



お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。